○三・〇五	魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	二・八%	B 10								
○三〇五・一〇	ししゃも										
○三〇五・二〇	その他のもの										
	ふぐ										
	その他のもの										
	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）										
○三〇五・二〇	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）										
	にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）										
	さけ科のものの卵及びたら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵										
	こんぶかずのこ										
	その他のもの										
○三〇五・三〇	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。）	三・五%	B 10	X							
	さけ科のもの										
	その他のもの										
	にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）			X							
	その他のもの										
	くん製した魚（フィレを含む。）										
	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	八・四%	B 10	X							
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）										
	その他のもの	一〇%	B 10	X	A						
	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	一〇%	B 10	X							
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚										
	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）	一〇・五%	B 10	X							
○三〇五・六一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）				X						
○三〇五・六二	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）				X	X	X				
○三〇五・六三	その他のもの							X			
○三・〇六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）										
○三〇五・五九	その他のもの				X	X					
○三〇五・五一	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）					X	X				
○三〇五・四九	その他のもの										
○三〇五・四二	乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。）	一〇%	B 10								
○三〇五・四一	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウィトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	一〇・五%	B 10	X							
○三〇六・一九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	二・八%	B 10								
○三〇六・二一	えび										
	その他のもの										
	冷凍してないもの										
	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤス属のもの）	三・五%	B 10	X							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	その他のもの										
○三〇六・二二	ロブスター（ホマルス属のもの）	八・四%	B 10	X							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	その他のもの										
○三〇六・二三	シュリンプ及びプローン	一〇%	B 10	A							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	その他のもの										
○三〇六・二四	かに										
○三〇六・二九	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	一〇・五%	B 10	X							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	えび										
	その他のもの										
	その他のもの										
	えび										
	その他のもの										
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）										
	かき										
○三〇七・一〇	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	七%	B 10	A							
○三〇七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
○三〇七・二九	その他のもの										
○三〇七・三一	いた貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	五%	B 10	A							
○三〇七・三九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	その他のもの										
○三〇七・四一	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）	五%	B 10	A							
○三〇七・四九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	その他のもの										
○三〇七・五一	たこ（オクトプス属のもの）	五%	B 10	A							
○三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの										
	その他のもの										
○三〇七・六〇	冷凍したもの	五%	B 10	A							
	その他のもの										
	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）	五%	B 10	A							
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの										
	その他のもの	五%	B 10	A							
	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）	七%	B 10	A							